

(別紙1)

平成29年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議について

1. 開催目的

平成28年6月3日に施行された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定により、地方公共団体は、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携を図るために必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

また、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉及び教育の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日付連名通知）では、医療的ケア児を地域で支えるため、各分野の関係者が一堂に会し、課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場の設置、開催をお願いしたところであるが、これの実現に向けて、各分野の担当者に対し、必要な情報の提供及び自治体同士の情報共有が重要であるため、国において合同会議を開催する。

2. 会議日程（予定）

時間	内容
12:00～13:00	受付
13:00～13:05	開会の挨拶
13:05～13:55	行政説明 ①障害保健福祉部障害福祉課 ②医政局地域医療計画課 ③子ども家庭局保育課、子ども家庭局母子保健課 ④健康局難病対策課 ⑤文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
13:55～14:25	モデル事業中間報告（千葉県市川市、三重県、東京都町田市）
14:25～13:05	関係団体報告 ①公益社団法人日本医師会 ②公益社団法人日本看護協会 ③公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 ④全国特別支援学校長会
15:05～15:20	休憩
15:20～17:15	グループディスカッション （ファシリテーター：公益財団法人日本財団）